

令和6年度 環境中（大気・水質・土壌）のダイオキシン類濃度調査結果について

大津市ではダイオキシン類対策特別措置法（以下、「ダイオキシン特措法」という。）第26条第1項に基づき、市内の大気、水質（底質を含む。）および土壌のダイオキシン類による汚染の状況について常時監視調査を行っています。今回、令和6年度の調査結果について下記のとおり取りまとめましたので、同法第27条第3項の規定に基づき公表します。

記

1 大気中のダイオキシン類濃度について

市内1地点において、4回（春季・夏季・秋季・冬季）調査を実施しました。結果は下表のとおりです。すべての地点で環境基準値を満足し、全国調査の平均値よりも低い値を示しました。

表1 大気中のダイオキシン類濃度調査結果 (pg-TEQ/m³)

調 査 地 点	ダイオキシン類濃度	
	平均値	範囲
御 殿 浜	0.0051	0.0039～0.0067
環境基準値	0.6	—
全国調査 (R5)	0.013	0.0025～0.13

注1) ダイオキシン類は、PCDD（ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジキシン）、PCDF（ポリ塩化ジベンゾフラン）およびコプラナーPCB（コプラナーポリ塩化ビフェニル）の合計値を指す。

注2) 「pg-TEQ」は1兆分の1g（10⁻¹²g）のダイオキシン類の毒性等量

2 水質中のダイオキシン類濃度について

(1) 河川水質および底質中のダイオキシン類濃度

市内3河川において水質および底質中のダイオキシン類濃度調査をそれぞれ1回実施しました。結果は下表のとおりです。すべての地点で環境基準値を満足し、すべての地点で全国調査の平均値よりも低い値を示しました。

表2 河川水質および底質中のダイオキシン類濃度調査結果

調 査 地 点 名		ダイオキシン類濃度	
		水質 (pg-TEQ/l)	底質 (pg-TEQ/g)
河 川	和 邇 川	0.055	0.36
	大 石 川	0.051	0.35
	八 屋 戸 川	0.077	1.5
環境基準値		1	150
全国調査 (R5)		0.21 (0.0084～2.9)	5.0 (0.0092～410)

注1) 表1 大気の注1)～2)を参照。

注2) 全国調査の()内は濃度範囲を示す。

(2) 地下水中のダイオキシン類濃度

市内3か所において地下水中のダイオキシン類濃度調査を1回実施しました。
結果は下表のとおりです。すべての地点で環境基準値を満足しました。

表3 地下水中のダイオキシン類濃度調査結果 (pg-TEQ/l)

調査地点数	ダイオキシン類濃度	
	平均	最小～最大
大津市内3地点	0.051	0.050～0.054
環境基準値	1 (水質)	
全国調査 (R5)	0.044	0.00052～0.94

注) 表1 大気の注1)～2)を参照。

3 土壌中のダイオキシン類濃度について

市内3か所の公園において土壌中のダイオキシン類濃度調査を1回実施しました。
結果は下表のとおりです。すべての地点で環境基準値を満足しました。

表4 土壌中のダイオキシン類濃度調査結果 (pg-TEQ/g)

調査地点数	ダイオキシン類濃度	
	平均	最小～最大
大津市内3地点	2.64	0.0092～7.0
環境基準値	1,000 (調査指標値: 250)	
全国調査 (R5)	2.6	0～140

注) 表1 大気の注1)～2)を参照。